別紙１　いじめ発生時の組織的対応

児童生徒・保護者の訴え、
友達からの情報、観察等

いじめ認知

アンケート
○いじめ防止対策委員会で対応を協議
○職員会議等で報告、情報共有

人権教育課長・生徒指導主事

教頭

校長

いじめ防止対策委員会

◇構成員

校長、教頭、人権教育課長、生徒指導主事、
相談支援課長、養護教諭、該当部等主事、関係教職員
学校医、ＰＴＡ会長、公民館長、元警察官、民生委員

職員会議

※情報共有

１　調査方針・方法等の決定

☆　目的、優先順位、担当者、期日等

２　事実関係の把握

☆　事実を時系列で記録

【重大事態】

愛媛県教育委員会

愛媛県いじめ問題対策本部会議

３　指導方針の決定、指導体制の確立

☆　指導・支援対象と具体的な手立て

※加害・被害児童生徒及び保護者への指導

※周囲の児童生徒（観衆、傍観者）への指導

※全体（全校、部、学年、クラス等）への指導

保護者

※支援、助言

４　いじめ解決への指導・支援

☆　支援・指導の内容を時系列で記録

関係機関

・教育委員会
・警察
・福祉関係
・医療機関
など

５　事態収拾の判断

☆　被害児童生徒がいじめの解消を自覚

☆　関係児童生徒との関係が改善

６　継続指導・経過観察

☆　引き続き観察、再発の防止